

② II 第5 非常警報設備

第5 非常警報設備（令第24条）

5.1 設置を要する防火対象物

(1)

防火対象物	規 模 等		非常ベル，自動式サイレン又は放送設備		放送設備とベル，又は 放送設備とサイレン
	一 般	地 階 無 窓 階 (合算)			
(1)項～(4)項・(6)項ロ・ハ・ニ	50人以上	20 人 上	300 人 以 上	1 地階を除く階 数が ¹ 11以上 2 地階の階数が 3 以上 注 棟全体設置対 象 無人（専任の保 安要員が出入す るものを含む。） の変電所，電話 交換所，汚物等 処理場は，特例 可	
(5)項イ・(6)項イ・(9)項イ	20人以上				
(5)項ロ・(7)項・(8)項			800 人 以 上		
(9)項ロ～(15)項・(16)項ロ・(17)項					
(16)項イ	50人以上		500 人 以 上 * (300 人以上)		
(16の2)項・(16の3)項			全 部		

* は同一の特定用途部分ごとに加算し300人以上の場合，その部分に設置要（下記の例図の場合）（S 54.10.31消防予208）

例図 1

(15)項	90人
(2)項イ	80人
(3)項ロ	160人
(3)項ロ	160人

(16)項イ

収容人員490人 \leq 500人で防火対象物全体には放送設備の設置義務は生じない。

しかし，(3)項ロの収容人員合計が

320人 \geq 300人となり(3)項ロ部分に放送設備の設置義務が生じる。

注 次の場合は，非常ベル又は自動式サイレンを併置しなくてもよい。（令第24条⑤）

ア 自火報設置の場合

イ 非常ベル又は自動式サイレンと同等以上の音響装置を附置した放送設備の場合

5.2 代 替

(1) 自火報が技術上の基準に従い設置されている場合

ア 特定防火対象物及び(17)項は，自火報の基準が改正されたときは，これに適合させなければならない。ただし，経過措置として特例を認められたものは，そのままでもよい（特定防火対象物の失効受信機は認められない。）。

イ ア以外の防火対象物は，設置時の基準に適合しておればよい（設置基準が改正になっても改修を要しない。）。

② II 第5 非常警報設備

- (2) 令21の基準の例により設置され、発信機及び表示灯に非常電源を附置した場合（自火報の有効範囲内に限る。）（S 44.7.24消防予200, S 44.11.20消防予265, S 46.4.30消防予70参照）

注 (1), (2)とも自火報の基準又は特例によって感知器の設置を免除された部分がある場合認められる。

- (3) 非常警報器具

ア 1か月以内の期間使用する仮設建築物（S 44.11.20消防予265）

イ 番台から脱衣場及び浴槽を監視できるような一般的な公衆浴場で避難階にあるもの（S 45.11.19消防予226）

- (4) 設置を免除できる防火対象物

ア 倉庫、発電所等で常時人のいない場所（S 44.11.20消防予265）

イ 令24②(2)の適用を受ける防火対象物で次のすべてに該当するもの

指導（S 57.71）

(ア) 延べ面積が300㎡未満であること。

(イ) 常時人の居る階は地上1階及び同2階に限られるものであること。

(ウ) 避難階以外の階には避難階に直通する階段が2以上あること（1箇所は避難器具でもよい）。

(エ) 容易に肉声で防火対象物全体に「火災」である旨を周知できる状況（構造・管理形態等）であること。（S 46.5.31消防予88）

- (5) 放送設備とベル又は放送設備とサイレンを併置しなければならない場合のベル又はサイレン（令24⑤）

ア 自火報

イ 非常ベル又は自動式サイレンと同等以上の音響装置を附置した放送設備

注 認定品は、すべて附置されている。

- (6) 放送設備の起動装置（11階以上の階、地下3階以下の階、地下街を除く。）

ア 増幅器と自火報の受信機が同一の室で、おおむね3m以内に設置されている場合

イ 自火報の作動と連動して増幅器を起動する場合

5.3 その他（H6.1.7消防予6）

- (1) 規則の一部改正について

ア 新たに規定された基準に従って放送設備を設置した場合は、自動火災報知設備の地区音響装置を免除される。

イ スピーカーの種別及び設置基準が定められた。

ウ シグナル及び音声メッセージについて、定められた。

② II 第5 非常警報設備

(2) 放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について（H 6.2.1消防予22）

（H 6.11.30消防予302, H13.3.30消防予103・消防危53, H30.3.29消防予255
改正）

平成6年1月6日に公布された「消防法施行規則の一部を改正する省令」（H 6自治省令第1号）及び「非常警報設備の基準の一部を改正する件」（H 6国告1）の施行については、「消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（H6.1.7消防予6）により通知したところであるが、放送設備の設置に係る技術上の基準の運用を下記のように定めたので通知する。

貴職におかれては、その運用について特段の御配慮をお願いするとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達の上、よろしく御指導願いたい。

記

1 自動火災報知設備の地区音響装置の取扱いについて

(1) 放送設備は、自動火災報知設備の作動と連動して起動し、自動的に音声警報音による放送を行うことができることとされたことから、規則24(5)に定めるところにより、自動火災報知設備の地区音響装置を設けないことができることとされたところであるが、この場合であっても地区音響装置を設けるときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（S 60.9.30 消防予110）の例によるものとする。

(2) 放送設備を設けた場合は、令32の規定を適用して、規則14①(4)に規定する「自動火災報知設備により警報が発せられる場合」と同等であると取り扱って差し支えないものとする。

2 音声警報の取り扱いについて

「非常警報設備の基準」（S 48 国告6。以下「告示基準」という。）第4、3及び4に定める放送設備の音声警報機能を有するものは、規則25の2①に定める非常ベル又は自動式サイレンと同等以上の音響を発する装置を附加した放送設備として取り扱うことができるものとする。

3 スピーカーの設置について

(1) 規則25の2②(3)ロ(イ)に定める放送区域（防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性能の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。）の運用については、次のとおりとする。

ア 部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式かにかかわらず、壁として取り扱うものとする。

イ 障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当するものとする。

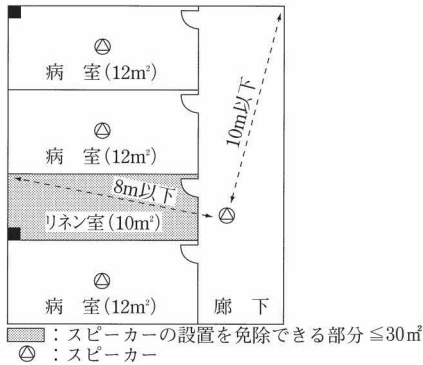
② II 第5 非常警報設備

ウ 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うものとする。

(2) 規則25の2②(3)ロ(イ)は、放送区域の面積によって設置できるスピーカーの種類を区分しているところであるが、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、スピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置するものとする。

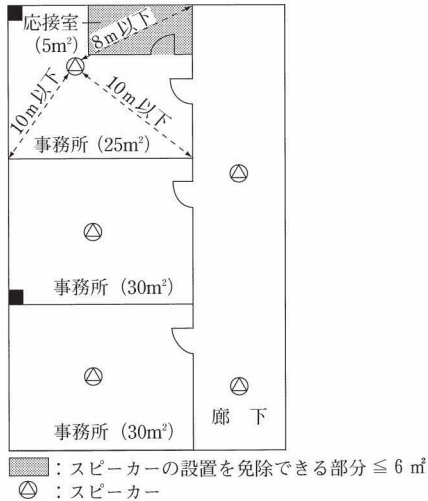
(3) 規則25の2②(3)ロ(ロ)ただし書に定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとする。

ア 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合



② II 第5 非常警報設備

イ 居室でスピーカーの設置を免除できる場合



(4) 寄宿舍，下宿又は共同住宅については，令32の規定を適用して，住戸部分については，住戸内の戸等の設置にかかわらず，各住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取り扱って差し支えないものとする。

4 非常警報以外の放送遮断について

規則25の2②(3)リ及び告示基準第4，1(4)に定める非常警報以外の放送を遮断することができる防火対象物の区域については，非常警報の放送が行われる防火対象物の区域とすることができるものとする。

5 遠隔操作器等から報知できる区域について

規則25の2②(3)ヲにより，遠隔操作器からも防火対象物の全区域に火災を報知することができるものであることとされたところであるが，全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器（以下「遠隔操作器等」という。）が1以上守衛室その他常時人がいる場所（中央管理室が設けられている場合は，当該中央管理室）に設けられている防火対象物にあっては，令32の規定を適用して，次の場合は，遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができるものとする。

(1) 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で，遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

- (2) 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が当該独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合
- (3) ナースステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合であって、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合
- 6 音声警報音のメッセージについて

(1) メッセージの例

告示基準第4、3(3)に定めるメッセージについては、次の文に準ずるものとする。

ア 感知器発報放送

「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

イ 火災放送

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

ウ 非火災報放送

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」

(2) 外国人に配慮したメッセージ

(1)に定めるメッセージでは情報を十分に理解することが難しいと想定される外国人が多数利用する防火対象物にあっては、当該防火対象物の利用形態、管理形態及び利用する外国人の特性等の実態に応じて、次により措置するものとする。

ア 日本語メッセージの後に、原則として英語のメッセージを付加する。

ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、英語以外の中国語（北京語の発音と北京語を含む北方方言の文法・語彙を基礎とする共通語をいう。）や韓国語その他の外国語を英語に代えて、又は、日本語と英語の後に付加しても差し支えない。

イ メッセージの繰り返し時間が必要以上に長くないよう、4ヶ国語以内とし、告示基準第4、4(1)に定める放送の1単位を感知器発報放送及び

② II 第5 非常警報設備

非火災報放送にあっては60秒，火災放送にあっては90秒を目安として，できる限り短くする。

ウ 感知器発報放送，火災放送及び非火災報放送で使用する外国語は同一のものとする。

エ メッセージは努めて理解し易い表現とする。

(3) メッセージの特例

ア 放送設備が階段，エレベーター昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により起動した場合又は手動により起動した場合は，火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。

イ 防火対象物の利用形態，管理形態等により，(1)及び(2)に定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては，消防機関の認める範囲で内容の変更ができるものとする。

7 火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の信号について

告示基準第4，4(2)イ(ロ)c及び同ハ(イ)に定める信号については，感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定の時間を経過した旨の信号とし，一定の時間については，防火対象物の規模，利用形態，管理形態，内装制限の実施状況，現場確認に必要な時間等を勘案して，おおむね2分から5分までとするものとする。

なお，特段の事情がある場合は，消防機関の認める範囲でこれと異なる時間とすることができるものとする。

8 放送設備の操作要領について

告示基準第4，4(2)に定められている放送設備の機能は，次のように放送設備を操作することを想定したものであることに留意し，防火対象物の関係者において，操作の習熟に努めるものとする。

なお，この内容は，放送設備の表示事項である取扱方法の概要にも記載されているので，指導の際に活用するものとする。

(1) 自動火災報知設備の感知器が作動した旨の信号（火災表示をすべき火災情報信号を含む。以下同じ。）により起動した場合

ア 感知器発報放送の起動

感知器からの信号により自動的に行う。

イ 火災放送の起動

(ア) 告示基準第4，4(2)イ(ロ)に定める場合は，自動的に行う。

(イ) (ア)による自動起動が行われる以前に，現場確認者からの火災である旨

の通報を受けた場合等，操作者が火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の情報を得た場合は，手動により起動する。

ウ 非火災報放送の起動

現場確認者からの火災が発生していない旨の通報を受けた場合は，手動により起動する。

なお，火災が発生していない旨の通報には，非常電話を使用しないものとする。

(2) 発信機又は非常電話により起動した場合

ア 感知器発報放送及び火災放送の起動

告示基準第4，4(2)ロによる。

イ 非火災報放送の起動

(1)ウによる。

(3) 感知器発報放送を手動により起動する場合

ア 感知器発報放送の起動

内線電話等により火災が発生した可能性がある旨の通報があった場合は，手動により起動する。ただし，操作者の判断により，感知器発報放送を省略して，火災放送を起動できるものとする。

イ 火災放送の起動

(ア) 告示基準第4，4(2)ハに定める場合は，自動的に行う。

(イ) (ア)による自動起動が行われる以前に，現場確認者から火災である旨の通報を受けた場合等，操作者が火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の情報を得た場合は，手動により起動する。

ウ 非火災報放送の起動

(1)ウによる。

(4) 音声警報音による放送中のマイクロホン放送をする場合

告示基準第4，4(2)ホに定めるように，音声警報音による放送中であっても，操作者による放送が優先することとなっているので，火災の状況に応じて，適宜操作者による放送を行うことができるものである。

9 誘導音装置付誘導灯の取扱いについて〔略〕

10 削除

11 指導時の留意事項

(1) 既存の防火対象物であっても，放送設備の改修等の際には，改正後の規則及び告示基準に基づいて設置することが望ましいので，この旨指導されたい。

② II 第5 非常警報設備

- (2) 令24③に掲げる防火対象物以外の防火対象物であっても、非常用の放送設備を設ける場合にあっては、改正後の基準に適合する放送設備を設置するよう指導されたい。
- (3) 「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」(平成30年3月29日付け消防予第254号, 別紙1。以下「ガイドライン」という。)第三, 1(3)により, 施設関係者から外国語メッセージを付加した非常用の放送設備を活用して災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化を行う旨の相談があった場合は, 本通知6(2)に基づくよう指導されたい。

なお, ガイドライン第二, 1(1)から(4)に規定するガイドラインの対象とする防火対象物以外のものについても, 同様に指導されたい。

5.4 (2)項ニの用途に供される部分で遊興のための設備又は物品を提供するサービスの用に供する個室その他これに類する施設に設置する自火報及び非常警報設備の音響装置について 指導 (H22.7.5)

- (1) ヘッドホン等を用いたサービスを提供する個室等(遊興のための設備等にバッテリー等がないものに限る。)については, 自火報又は非常警報設備の作動と連動して, 個室等で遊興のための設備等を停止させる装置(電源カトリレー)等の措置により, 警報音が有効に聞き取れるようにすること。
- (2) 上記以外のヘッドホン等を用いたサービスを提供する個室等については次のいずれかの方法により非常を知らせる措置を講ずること。

ア ヘッドホンカトリレーの設置等により, 自火報又は非常警報設備の警報音が確実に聞き取れるよう有効に設置すること。

イ 上記アによらない場合にあっては, 任意の場所で65dB以上の警報音を確保できるように, 設置基準に従い地区音響装置を設置するとともに, 各個室等に自火報又は非常警報設備の作動と連動した視覚等により確認できる装置(わさび臭, 赤色灯, フラッシュライト等(以下「視覚警報等」という。))を設置し, 併せてその旨を記載した表示等(概ねA5サイズ:表示の例「火災等災害発生時には個室内の赤色回転灯が点灯します。ヘッドホンを外して, 従業員の指示に従って下さい。」)を掲示すること。

なお, ローパーテーション等により間仕切りされている個室等にあっては, 複数の個室等内の任意の位置から視覚等により確認できる装置等を設けている場合に限り, 当該装置等の有効な範囲内にある複数の個室等については, それぞれ個々に設置したものとして取扱うことができることとす

る。

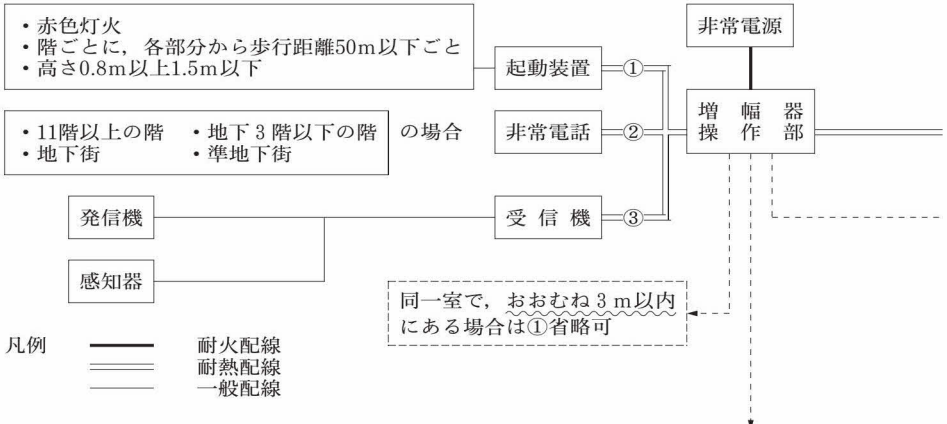
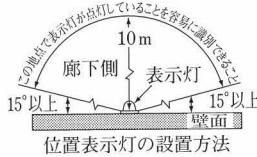
(3) ヘッドホン等を用いないカラオケ店舗内の個室等

- ア 各個室等に地区ベルが設置されていない施設にあっては、電源カットリレーにより遊興のための設備等を停止させるなど、自火報又は非常警報設備の作動と連動して警報音以外の音響等を遮断する措置を行うこと。
- イ 任意の場所で65dB以上の警報音を確保できるように、設置基準に従い地区音響装置を設置すること。

② II 第5 非常警報設備

5.5 放送設備に関する規定の運用基準 指導 (S55.1)

(1)



認定品 規格告示昭和48年第6号

- ・操作部スイッチの高さ0.8m以上1.5m以下 (規則25の2②(2の2)ロ)
- ・起動装置と連動し、起動した階又は区域を表示できること。総合操作盤を設ける場合も同じ。(規則25の2②(3)へ)
- ・放送設備を起動したときは、自火報の地区ベル、BGM等の他の放送が遮断されること(単独のBGM等も含む)。(規則25の2②(3)イロ)
- ・他の電気回路によって誘導障害が生じないこと。
- ・一の防火対象物に2以上の操作部を設ける場合は、
 - ア 操作部相互間で同時に通話できること。
 - イ どの操作部からも対象物全体に放送できること。(規則25の2②(3)ヲ)
- ・出火階と放送階(地階を除く階数が5以上で延べ面積3,000㎡以上のもの)
 - ア 2階以上の階出火……出火階と直上階に限っても放送できること。
 - イ 1階出火……1階と直上階と地階に限っても放送できること。
 - ウ 地階出火……出火階と直上階とその他の地階に限っても放送できること。(規則25の2②(1)ロ)

注 2層階鳴動を放送階選択スイッチに組込まなくてもよい。2層階鳴動の自火報と連動する放送設備は放送階選択スイッチを操作しなくても2層階放送をできるのが一般的である。 指導 (S57.71)

スピーカー

- 音量調整器（アテネーター）を設けるものは、3線式配線とする。（規則25の2②(3)ニ）

注 スピーカーに音量調整器を設けた場合はこの限りではない。（S44.10.31国248）

- 階ごとに各部分から規則で定めるところにより設置し、かつ、音声が明瞭であること。

設置場所（S44.11.20消防予265，S44.10.31国248）

- ア 防災センター等，常時人がいる場所に設けること。
- イ 避難階の避難上有効な屋外への出入口付近，又はその他の階で当該室の出入口から二方向避難ができる場所

設置室の構造（規則25の2②(3)，S44.11.20消防予265，S44.10.31国248）

- ア 壁及び床（直上階の床を含む。）が次の材料で区画された室
 - 耐火構造若しくは防火構造の場合，仕上げは準不燃材以上（床仕上除く）
 - その他の構造の場合は下地，仕上げとも不燃材（床仕上除く）
- イ 屋内に面する開口部は防火設備の戸とし，出入口は随時開くことができる自動閉鎖装置付とする。
- ウ 空調等の風道………防火ダンパー付（手動操作も可）〔5II第1参照〕
- 注 室を通過するだけの不燃材料のダクトにはダンパー不要 指導（S59.151）
- エ 室の広さ………操作，点検に支障ないこと。設置階の床面積の20%以下
- オ 照明………非常照明灯付置（指導）

管理

設置室の業務に必要な物品以外の物品を持ち込まないこと。（指導）

電気配線………電気に関する法令によるほか，次による。

- 電路と大地間 150V以下………0.1MΩ以上
- 配線相互間 150V超える………0.2MΩ以上
（DC250V絶縁抵抗測定器による。）（規則25の2②(4)）
- 耐熱配線とすること。
- 他の電線と同一管等に設けないこと。いずれも60V以下の弱電流回路に使用する電線は可
- 一の階のスピーカー，配線の短絡，断線により他の階への放送に支障とならないように階別配線とすること。

② II 第5 非常警報設備

(2) 放送設備の操作部を2か所に設置する場合は、操作部と遠隔操作器との設置階の状況が次のいずれかに該当する場合の遠隔操作器の設置場所等については、前記の「操作部の設置場所及び設置室の構造」の基準によらないことができる。 指導（S59.151）

ア ともに避難階に設置されている。

イ ともに同一階に設置されている。

ウ ともに地上階に設置され、操作部設置階より上階に遠隔操作器が設置されている。

エ ともに地階に設置され、操作部設置階より下階に遠隔操作器が設置されている。

オ 操作部が地上階に、遠隔操作器が地階に設置されている。

(3) 次に掲げる防火対象物に設置する放送設備の増幅器が、避難階の出入口付近などの避難上有効な場所にある場合は、不燃区画を指導する必要はないこととする。

ア 自動火災報知設備の地区音響装置として設置する防火対象物

イ 非常ベル、自動式サイレン又は放送設備の中から選択して設置する防火対象物

ウ 任意に設置する防火対象物

なお、放送設備の設置義務が生じている防火対象物は、不燃区画を指導すること。（H26.2044）

5.6 就寝施設における非常放送設備の設置の推進について 指導（S62.13）

1 消防法施行令第24条第2項の運用について

別添通知（S62.4.10 消防予54）において指導対象となる防火対象物は、ほとんどの場合、消防法施行令（以下「令」という。）第21条第1項の規定により自動火災報知設備を設置することとなり、令第24条第2項ただし書きの規定により非常ベル、自動式サイレン又は放送設備の設置を要しないこととなるが、当該ただし書きの規定にかかわらず、一斉式非常放送設備（別添通知（S62.4.10 消防予54）による「一斉式非常放送設備」をいう。以下同じ。）の設置について指導するものであること。

2 重点指導防火対象物

次のすべてに該当する防火対象物に対し、一斉式非常放送設備の設置について特に指導するもの（放送設備を設置するものを除く。）であること。

(1) 令別表第1(5)項イ、(6)項又は(16)項イ ((5)項イ又は(6)項に掲げる防火対象

物の用途に供される部分が存するものに限る。)に掲げる防火対象物で、
(5)項イ又は(6)項の用途に供される部分において就寝施設が存するもの

(2) (5)項イ又は(6)項の用途に供される部分の収容人員が20人以上300人未満のもの

(3) 次のいずれかに該当する工事等を行うもの

ア 新築の防火対象物

イ 既存の防火対象物で増築又は改築する場合において、延べ面積の2分の1以上又は1,000㎡以上の工事を行うもの

ウ 既存の防火対象物で大規模の修繕又は模様替えの工事を行うもの

エ 既存の防火対象物を用途変更したことにより(1)に該当することとなったもの

3 重点指導防火対象物以外の防火対象物に対する指導

令第24条第3項に規定する防火対象物以外のもので、特にその使用形態、管理形態等の観点から一斉式非常放送設備の設置が望ましいものについては、指導してさしつかえないものであること。

4 増幅器等の設置場所

一斉式非常放送設備の設置場所は、「中央防災管理室設置指導基準等の制定について」 指導（S55.1）

別添「放送設備の基準」（5.5(1)（以下「放送設備基準」という。））にかかわらず次の各号に適合することで足りるものであること。

(1) 令第21条の規定に基づく自動火災報知設備が設置される場合は、受信機等と併設すること。

(2) 避難階、その直上階及び直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。ただし、二方向避難が可能であり、かつ、放送設備基準の設置室の構造に準じた室に設ける場合は、この限りでない。

注 放送設備（増幅器等）の設置場所は防火対象物の防災の拠点となりうることから、「就寝施設における非常放送設備の設置の推進について」（昭和62.4.10付け消防予第54号消防庁予防救急課長通知）、記、第2、2(2)に準じ本市の放送設備設置基準の設置室の構造（エ及びオを除く。）により設置するよう指導することが望ましいものであること。 指導（H10.65）

5 建築同意審査書の記入要領

令第24条第2項の規定により一斉式非常放送設備を設置する場合は、建築同意審査書の設備記入欄の放送欄に「令」と記入するほか、審査事項欄に「一斉式非常放送設備」である旨を記入すること。

② II 第5 非常警報設備

(宮城県総務部長通知は省略)

別添通知

消 防 予 第54号
昭和62年 4月10日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防救急課長

就寝施設における非常放送設備の設置の推進について (通知)

旅館、ホテル、病院等の就寝施設(消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(5)項イ及び(6)項に該当する防火対象物をいう。以下「就寝施設」という。)に設置する非常警報設備に係る基準については、令第24条に規定されているところである。

これらの就寝施設のうち、収容人員が20人以上300人未満のもの(以下「中小規模就寝施設」という。)にあつては、非常警報設備のうち非常ベル、自動式サイレン又は放送設備のいずれかを設置すればよいとされているが、中小規模就寝施設の火災等の災害時における避難誘導のより一層の円滑化を図るために、中小規模就寝施設には、非常警報設備のうちの放送設備(以下「非常放送設備」という。)をできるだけ設置するよう指導されたい。

この場合における非常放送設備は、消防法施行規則(以下「規則」という。)第25条の2第2項第3号及び非常警報設備の基準(昭和48年消防庁告示第6号)第4の規定にかかわらず、操作性が簡便で有効に放送内容が伝達できる機能を有する放送設備であつて、下記第1に掲げる構造及び性能を有するもの(以下「一斉式非常放送設備」という。)については、令第32条の規定を適用し下記第2により設置することを認めて差し支えないものとする。

おつて、貴管下市町村に対しても、この旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

第1 一斉式非常放送設備の構造及び性能について

1 一斉式非常放送設備の構造及び性能に係る基準は、別添に掲げる「一斉式非常放送設備の基準」によるものとする。〔別添略〕

2 削除

第2 一斉式非常放送設備の設置について

1 中小規模就寝施設については、令第24条第2項に規定する非常ベル、自動式サイレン又は放送設備に替えて、一斉式非常放送設備の設置を認めることができるものであること。

- 2 一斉式非常放送設備の設置に当たっては、次によること。
 - (1) 起動装置は、規則第25条の2第2項第2号の2の規定により設置すること。
 - (2) 一斉式非常放送設備の設置については、規則第25条の2第2項第3号イからニまで、ト及びリからヲまでの規定によるほか、警報は、全館一斉に発することで足りるものであること。
 - (3) 配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、規則第25条の2第2項第4号イ、ロ、ニ及びホの規定によること。
 - (4) 非常電源は、規則第24条第4号の規定に準じて設けること。
 - (5) スピーカーの設置については、令第24条第4項第1号及び規則第25条の2第2項第3号ロの規定によるが、特に密閉性の高い就寝施設の建築構造等にかんがみ、客室、病室等の室内において非常放送の内容を有効に伝達することができるよう、当該室内にスピーカーを設置する方法、スピーカーの設置間隔を短縮する方法等の措置を講ずること。この場合、当該室内における非常放送の音圧が騒音計で測定した場合に60dB以上確保されるよう留意されたいこと。

第3 その他

- 1 一斉式非常放送設備は、令第24条第2項に規定する防火対象物で中小規模就寝施設以外のものについても、その設置を認めて差し支えないものであること。
- 2 削除